

国自旅第210号  
令和元年12月13日

各地方運輸局長 } 殿  
沖縄総合事務局長 }

自動車局長  
(公印省略)

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策  
について

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所における安全性確保対策については、これまでも関係機関との連携により様々な対策を講じてきたところであるが、今般、改めて路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者及び関係行政機関等と共にバス停留所の実態把握及び安全性確保対策を講じることとしたので、別紙要領に基づき対処されたい。

なお、本対策を講じるにあたり、別添2のとおり道路局長及び別添3のとおり警察庁交通局長に対し協力を要請し、別添4のとおり公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。

## バス停留所安全性確保対策実施要領

## 1. バス停留所の抽出

① 各運輸支局等は、各都道府県バス協会と協力し、管内の路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者（以下、「バス事業者」という。）を通じて交通安全上問題と思われるバス停留所の情報について、様式1を用いてバス事業者ごとに収集、整理する。

② バス事業者は、(1)自らの事業計画に記載されている全てのバス停留所のうち下記条件に合致するバス停留所及び(2)バス運転士からのヒヤリハット情報やこれまでに営業所等に蓄積された情報に基づく交通安全上問題と思われるバス停留所その他各都道府県の実情に応じて対策が必要と考えられるバス停留所をそれぞれ抽出し、所轄警察署毎に、当該バス停留所の所在地、地図上の位置、バス停留所周辺の交通環境等について、様式1に整理し、管轄運輸支局又は各都道府県バス協会へ報告する。

各都道府県バス協会は、会員事業者からの報告をとりまとめ、管轄運輸支局へ報告する。

## 【抽出条件】

- バスがバス停留所に停車した際に交差点又は横断歩道にその車体がかかるバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に交差点又は横断歩道の前後5メートルの範囲にその車体がかかるバス停留所

③ 各運輸支局等は、その他の交通安全上問題と思われるバス停留所について、様式2を用いて地域住民や利用者から意見募集を行う。

④ 各運輸支局等は、②及び③で収集、整理した情報を様式1にとりまとめ、本省へ報告する。

## 2. 安全性確保に向けたバス停留所情報の共有、点検、公表

① 各運輸支局等は、バス協会、警察、道路管理者、地方自治体等（以下、関係機関等という。）の協力を得て、バス停留所安全性確保合同検討会（以下、検討会という。）を開催し、抽出したバス停留所の情報（リスト（様式3））を共有する。

なお、検討会開催にあたり、構成員が重複するような既存の会議体がある

場合によっては、当該会議の前後に検討会を開催する等、効率的に運用されたい。

- ② 各運輸支局等及びバス事業者は、関係機関等の協力を得つつ、バス停留所の安全上の優先度の判定を実施するための情報を収集し、バス停留所が所在する地域の交通環境や道路事情を踏まえ、バス停留所ごとに必要に応じて地図上又は現場においてその安全性について確認し、その安全上の優先度をランク分け（判定）し検討会へ報告する。（ランク分けの手法等については別途通知する。）

なお、上記抽出条件に該当するバス停留所であって、既にバス停留所を存置した上での安全上のハード対策が講じられているバス停留所については、リストから除外できるものとする。

- ③ 検討会は、安全上の優先度の判定を実施したバス停留所のリストを取りまとめ次第、年度末までに公表するものとするが、あらかじめ各運輸支局等を通じて本省へ報告し、公表のタイミングについて本省と調整を行うこと。（一定のまとまりで公表することを想定している。）

### 3. 安全上の優先度に応じたバス停留所の安全対策の検討、決定、対策実行

- ① 各運輸支局等及びバス事業者は、警察署、道路管理者、地方自治体、自治会等の協力を得つつ、安全上の優先度の判定を実施したバス停留所ごとに、以下に示す対応例を参考に講ずべき内容、主体等の安全対策を検討する。

#### <対策の例>

- (1) バス停留所の移設又は廃止
- (2) バス停留所を存置した上でのハード対策
  - ・ バスベイの新設
  - ・ 横断歩道の移設又は廃止
  - ・ バス停留所付近のガードレール等の設置 等
- (3) 注意喚起等のソフト対策
  - ・ バス停留所付近の注意喚起看板の設置
  - ・ 車内放送による旅客乗降時のアナウンス 等

- ② 各運輸支局等及びバス事業者は、①の検討の結果、安全上の優先度に応じ、「バス停留所の移設」、「バス停留所の廃止」、「バス停留所を存置した上でのハード対策」のいずれかの安全対策の方針（安全対策実行の予定時

期等を含む。)を決定し、検討会へ報告するものとする。

- ③ 検討会は、バス停留所ごとに検討され報告された内容を確認し、安全上の優先度を判定されたバス停留所全体に対して講ずべき安全対策の内容、対応方針をとりまとめるとともに、バス停留所ごとに講ずる安全対策の内容等を公表する。

また、個々のバス停留所に係る安全対策の検討状況や対策実行の進捗状況について、定期的に検討会を開催（年1回以上を想定）し、フォローアップを実施することにより関係者間で情報共有するとともに、その情報を公表し、各運輸支局等は本省へ報告するものとする。

#### 4. スケジュール

令和元年12月～	バス停留所の抽出
令和2年1月～	安全性確保に向けたバス停留所情報の共有、点検、公表
令和2年4月～	安全上の優先度に応じたバス停留所の安全対策の検討、決定、対策実行

【注】この通達にある別添2、3、4および様式1、2については本HP上では公開しておりません。（静岡県バス停留所安全性確保合同検討会）